

避難行動要支援者名簿活用の手引き

～ 災害時の人的被害ゼロを目指して ～



松 阪 市

改訂履歴

改訂年月	改訂内容	備考
令和2年7月	初版	
令和3年6月	改訂	災害対策基本法等の一部改正 ・[参考] 警戒レベルと避難行動
令和4年8月	改訂	様式2 個別避難計画（避難支援プラン）の修正

手引の目的

平成 23 年の東日本大震災においては被災地全体死者数のうち 65 歳以上の高齢者が約 6 割を占め、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍になるなど、課題が明らかになりました。

他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員の死者・行方不明者は 56 名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年災害対策基本法改正において、全国の市町村で「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられたとともに、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされよう規定が設けられました。

松阪市においては、平成 23 年 8 月より「松阪市災害時要援護者避難支援制度（地域で声かけ助け合い制度）」を創設し、地域における避難支援体制づくりの推進を図ってきましたが、災害対策基本法の改正を受け、避難行動要支援者の要件を整理するとともに名簿を作成したところです。

しかし、名簿に掲載された避難行動要支援者は市民の約 1 割を占める状況であり、避難行動要支援者名簿の提供をはじめ、避難支援体制の整備は地域によって温度差が大きく、東日本大震災の教訓を活かした取り組みは進捗しているとは言い難い状況です。

本手引きでは、地域が避難行動要支援者名簿を活用するにあたっての流れや活用方法をまとめています。

地域における共助による避難支援体制づくりを促進し、安心して暮らすことができる地域づくりに向けた取り組みにご活用いただければ幸いです。

令和 2 年 7 月

松阪市長 竹上 真人

目次

I. 総則	1
II. 平時の体制	7
III. 災害時の支援	14

<様式>

様式1 避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書	18
様式2 個別避難計画（避難支援プラン）	19

<資料>

1 避難行動要支援者名簿掲載通知書	21
2 あなたの情報の提供に関する同意確認書	22
3 避難行動要支援者の特徴と支援のポイント	23
4 参考となる類似の取り組み	25
5 災害対策基本法条文一部抜粋	26
6 よくある質問	28

Ⅰ. 総則

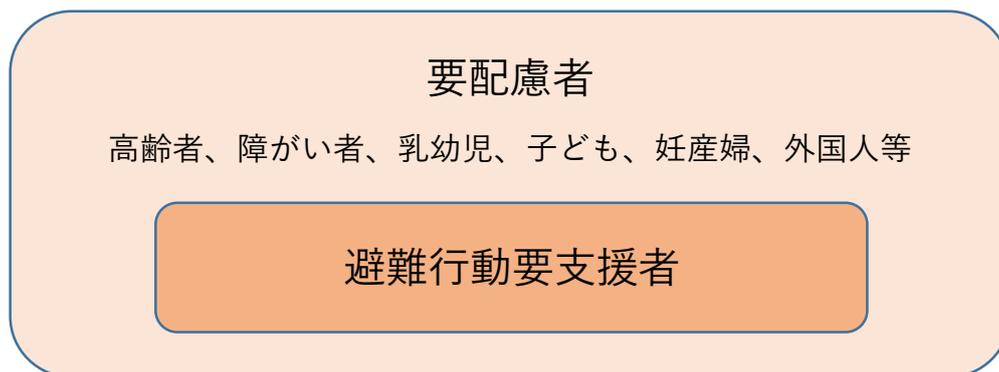
1. 用語の説明

(1) 要配慮者

高齢者や障がい者、乳幼児、子ども、妊産婦、外国人等は、災害時には自らが適切な行動をとりにくく、被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する者を要配慮者といいます。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。



(3) 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法第 49 条の 10 に基づき、市が作成する名簿で、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者を記載した名簿です。

(4) 避難支援等関係者

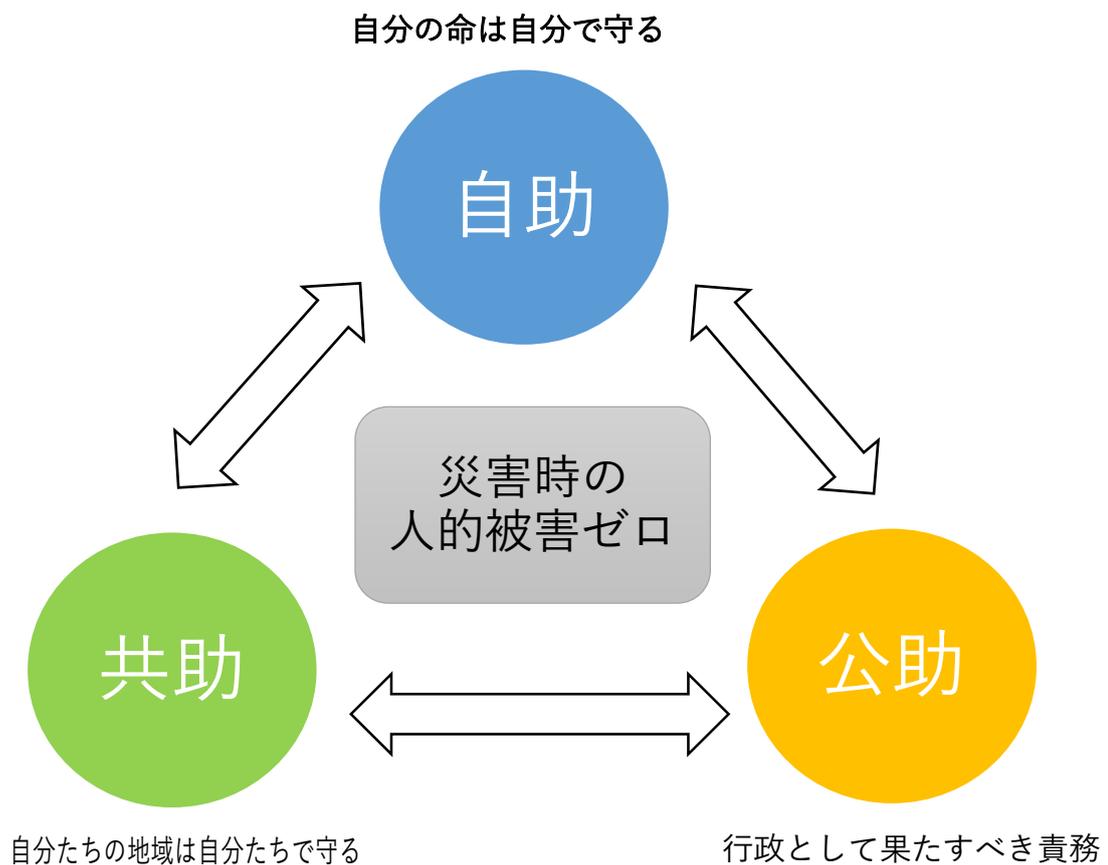
市から避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難支援等の実施に携わる関係者（団体）をいいます。

(5) 地域支援者

実際に避難行動要支援者の避難の支援を行う者で、例えば避難

行動要支援者の家族、町内会や同じ組などの本人により近い住民などをいいます。

2. 自助・共助・公助の役割分担



本市では、南海トラフで発生する地震による甚大な被害が想定されるとともに、近年では、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）や令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨のように、土砂災害や洪水による被害も激甚化しています。

本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を達成するためには、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもと、災害時には「自助・共助・公助」の3つが効果的に連動することが求められます。

(1) 自助

大規模な災害においては、行政機関による救助・救援体制（公助）が整うまで時間を要することが考えられます。阪神・淡路大震災では発災後わずかな時間で、行政による救援部隊が到着する前に、住宅や家具の下敷きになって多くの方が亡くなっています。災害から身を守るためには、一人ひとりが日頃から災害に備え、自分の命は自分で守るようになれることが必要です。

特に、要配慮者及びその家族（支援を必要とする側）においては、住宅の耐震化や家具の転倒防止、医薬品等の備蓄など、事前対策をしっかりと行っていただくことで、いざ支援を受ける際に、支援者の負担軽減にもつながります。

【参考】住宅の耐震化と家具転倒防止への支援

市では、昭和56年5月以前に建築された木造住宅に対し、無料耐震診断を実施しています。無料耐震診断の結果、「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅の耐震補強工事や除却工事には補助金による支援を行っています。

また、65歳以上の高齢者のみ世帯等にとっては耐震補強工事の経済的負担が大きいことから、家具転倒防止（3点まで家具の無料転倒防止）の支援を行っています。

木造住宅の耐震診断 無料

あなたのお家は 大丈夫？

無料耐震診断の対象は、下表のすべての条件に当てはまる木造住宅を市内にお持ちの方、または、お住まいの方が対象です。（居住者または所有者の同意が必要です）

- 昭和56年5月31日以前（1981年）に竣工または完成しているもの
- 階数が3階建て以下のもの（3階建てまで可能です。）
- お店や事務所と併用の場合、住宅の部分が多半以上のもの（併用建築等の状態により、無料耐震診断の対象外となる場合があります。）

上記の条件を満たし、無料耐震診断をご希望の方は、裏面の申込書に必要事項をご記入の上、下記までご提出ください。

お問い合わせ

松原市 防災対策課
TEL: 0598-53-4034 FAX: 0598-22-1055

防災対策課 地域防災課
TEL: 0598-48-3800 松原市 TEL: 0598-32-2511

TEL: 0598-567-7905 松原市 TEL: 0598-46-7111

耐震性の低い木造住宅に対する支援制度について

木造住宅耐震診断結果を格了した建築士による耐震診断を受けた住宅が対象です

木造住宅の耐震設計 補助 18万円

対象 耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高いまたはある」（評点1.8未満）の住宅を「必須倒壊しない」（評点1.0以上の住宅）にする設計を対象とします。

補助金額 100万円未満 10万円
100万円～200万円 20万円
200万円～300万円 30万円
300万円～400万円 40万円
400万円～500万円 50万円
500万円～600万円 60万円
600万円～700万円 70万円
700万円～800万円 80万円
800万円～900万円 90万円
900万円～1000万円 100万円

木造住宅の耐震補強工事 補助 100万円

対象 耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」（評点1.8未満）の住宅を「一定倒壊しない」（評点1.0以上の住宅）にする補強工事を対象とします。

補助金額 100万円

木造住宅のリフォーム工事 補助 20万円

利用条件

- ・木造住宅専ら住宅工事業種を利用すること
- ・当該建築士事務所が建築士事務所として登録されていること
- ・市内に米、玄米、食糧等を有する避難倉庫が併立すること。

補助金額 リフォーム工事費用の1/3を補助。ただし、20万円が上限。

木造住宅の解体 補助 30万円

対象 次の2つの条件をすべて満たす住宅

1. 耐震診断の結果が「倒壊する可能性が高い」（評点1.8未満）である。
2. 三重県指定の低層等（低層）である。もしくは、低層の外壁から敷地境界線までの距離が半室幅以内、2. 階高が2階高以内である。

補助金額 解体費用の2.3%を補助。ただし、3.0万円が上限。空家の解体については別途補助も受けます。補助金は最大2.3万円。詳しくは建築課耐震対策係0598-48-4404までお問い合わせください。

補助金の代償受領制度について

市が交付する補助金を申請書に代わり事業者が受取ることによる制度です。この制度を利用すると、事業者は工事費から補助金を差し引いた額を支払うだけで済ませ、工事費を負担する必要はありません。

利用条件

- ・申請書と工事の契約書とを提出し、施工業者が申請すること。
- ・申請書の提出後、代償受領の委託先を指定すること。

（注）解体を断念するまで、工事費が2.0万円、補助金が3.0万円の場合

制度を利用

申請書 2.2万円 施工業者
36万円 補助金
30万円 市役所

申請書 1.7万円 施工業者
30万円 市役所

対象 経費補強工事補助、リフォーム工事補助、解体補助

お問い合わせ先

松原市役所防災対策課 またはお近くの地域振興局地域振興課へ

〒515-8515 松原市南町1340番地1 地域振興局南町地域振興課 TEL: 0598-48-3800

TEL: 0598-53-4034 三宅地域振興局三宅地域振興課 TEL: 0598-56-7905

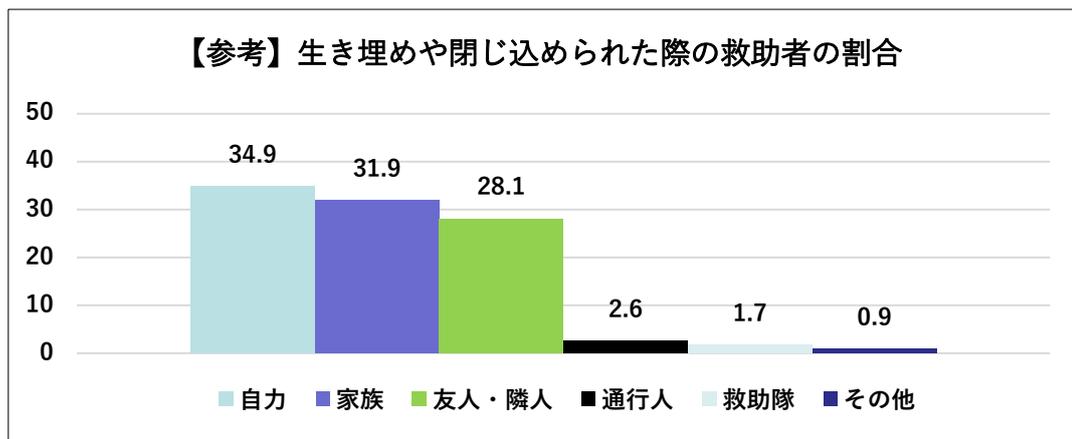
FAX: 0598-22-1055 新宮地域振興局新宮地域振興課 TEL: 0598-32-2511

松原市役所防災対策課 TEL: 0598-46-7111

(2) 共助

自治会や町内会、自主防災組織等は平時から要配慮者の見守りや声かけ活動を通じ、積極的に顔の見える関係を構築することが地域の防災力向上につながります。

阪神・淡路大震災で生き埋めや閉じ込めを救助した割合は自助・共助あわせて約98%であり、災害時には特に発災直後には自助・共助による救助が大きな割合を占めています。



出典：日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

(3) 公助

災害時には被災者の救助や安否不明者、行方不明者の捜索をはじめ、避難所の設置、物資の支援、情報の提供、災害廃棄物の処理、罹災証明書の交付、被災者の生活再建支援など、行政にしかできない役割があります。

そのため、日頃から自助・共助の取組を啓発・促進するとともに、地域での出前講座や防災訓練等の支援を通じ、地域との信頼関係を築いておくことが大切になります。

避難行動要支援者対策においても、自助・共助・公助がそれぞれの役割を担い、平時から信頼関係を構築していくことが求められています。

3. 避難行動要支援者の要件（範囲）

（1）避難行動要支援者の定義

以下のいずれかの要件に該当する者を本市における避難行動要支援者としています。

- ① 75 歳以上のひとり暮らしの方
- ② 80 歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ③ 要介護 3 以上の認定を受けている方
- ④ 障がい 1～2 級に該当する方
(内部障がいを除く。ただし、呼吸器機能障がいは含む。)
- ⑤ 療育手帳の交付を受け、A1 又は A2 の判定を受けた方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け 1 級に該当する方
- ⑦ 避難情報の入手や避難の判断、避難行動を自ら行うことが困難で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方

（2）妊産婦や乳幼児、子ども、外国人等の考え方

妊産婦や乳幼児、子どもは出産や発育の状況により支援の必要性や内容が変わっていきます。また、外国人は情報伝達やコミュニケーションの課題によって避難や避難所生活が困難になることが想定されます。

これらの方については地域特性や支援体制の状況によっては必要に応じて対応が求められるため、「地域で声かけ助け合い制度」により申出があった場合には避難行動要支援者に該当する（8号要件）ものとしします。

なお、妊産婦や乳幼児、子どもは出産や発育の状況により、必要に応じて名簿から削除するなどの対応をするものとしします。

4. 避難支援等関係者

避難行動要支援者を平常時から見守り、災害時には可能なかぎり情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う以下の団体です。

なお、避難支援等関係者及び地域支援者の安全確保が大前提であり、法令にその定めがあります。（災害対策基本法第 50 条第 2 項）

つまり、避難支援等関係者及び地域支援者の安否次第では、助けられない可能性があることも、平時から理解していただくことが大切です。

【避難支援等関係者】

- ① 自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 住民自治協議会
- ④ 地区民生委員児童委員協議会
- ⑤ 消防団
- ⑥ 社会福祉協議会
- ⑦ 地域包括支援センター など

II. 平時の体制

1. 避難行動要支援者名簿の作成及び提供、管理

(1) 名簿の作成

市では、関係各課より名簿作成に必要なデータを集約し、避難行動要支援者名簿を作成しています。また、必要に応じて災害対策基本法第49条の10第4項の規定により、県に情報提供を求めることができます。

(2) 同意の意向確認

避難行動要支援者には市より避難行動要支援者名簿掲載通知書（資料1）を送付し、市の名簿に掲載されていることを通知するとともに、あなたの情報の提供に関する同意確認書（資料2）により同意の意向を確認します。

なお、避難支援は、地域支援者やその家族等の安全確保が前提であるため、同意によって必ず支援を受けられるものではないことや、避難支援の法的な責任や義務を負うものではないことに理解をいただく必要があります。

(3) 名簿の提供

災害対策基本法の趣旨を踏まえ、作成した名簿を平時から適切に活用するため、避難支援等関係者の支援体制等を聞き取りした上で、同意を得た避難行動要支援者について、必要な限度において地域支援者へ名簿（同意者名簿）を紙媒体で提供します。

提供の際には、松阪市避難行動要支援者名簿取扱要綱に基づき、避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書（様式1）を市に提出いただきます。また、名簿情報の漏えい防止のため、併せて名簿管理者の選任及び名簿保管場所の指定をしていただきます。

なお、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、名簿の利用が個人情報保護を利益に優越すると考えられることから、本人の同意の有無に関わ

らず、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように平時から周知を図ります。

	名簿区分	内容
①	避難行動要支援者名簿	要件を満たす方を掲載した名簿で、 <u>災害時には災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、同意の有無に関わらず避難支援等関係者に提供できる。</u> (平時は市が保有する。)
②	同意者名簿	避難行動要支援者名簿に掲載されている方のうち、平時に避難支援等関係者に提供することに同意された方の名簿。 平時から避難支援等関係者へ提供し、災害時の支援のほか、訓練等にも活用できる。

<p>避難支援等関係者へ提供する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ お住まいの住所 ⑤ 連絡が付きやすい電話番号及び緊急時の連絡先 ⑥ 避難行動要支援者の該当要件
--

(4) 名簿の更新

市では、毎年1月1日時点で名簿の更新を行い、新たに名簿に掲載された方には上記の意向確認を行います。また、亡くなられた方や転出された方は名簿より除外します。

なお、既に名簿提供済の避難支援等関係者が管轄する地域で

新たに更新した名簿については適宜提供するとともに、古い名簿は市へ返却をしていただきます。

市は、返却された名簿を細断等の適切な手段で廃棄するものとしします。

(5) 個人情報の適切な管理

市から提供された名簿は、災害時における情報提供、安否確認、避難誘導、救出活動等、また災害時におけるこれらの活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談、防災訓練等の目的以外で使用することや、第三者に提供することはできません。

名簿・台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を第三者に漏らしてはなりません。支援者でなくなった後も同様です。

台帳等を紛失することのないよう部外者が容易に持ち出したり、閲覧したりすることができない場所に保管するとともに、その内容が、支援に関係しない人に知られることがないよう適切に管理する必要があります。

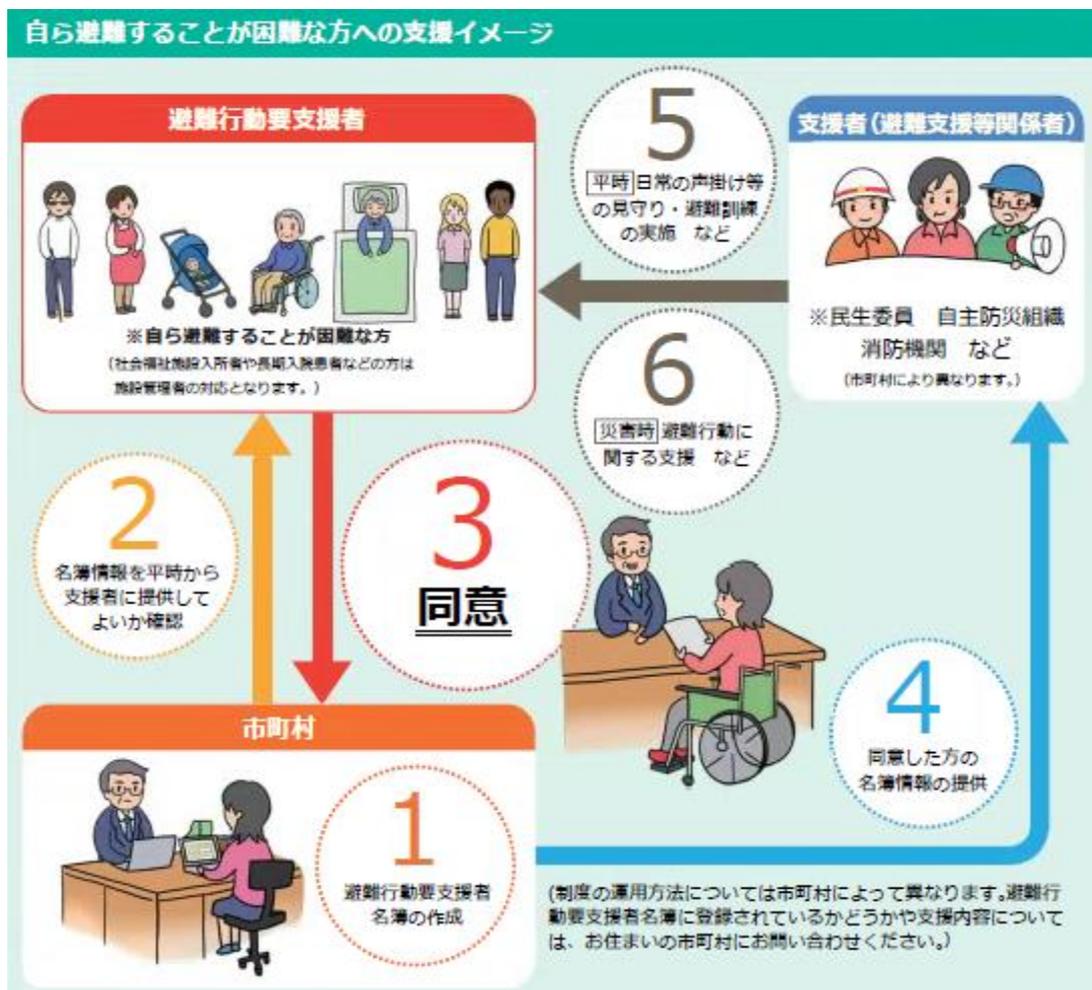
また、複製（コピー）をして地域支援者に渡すと、名簿が散在してしまう恐れがあることから、地域支援者が支援する方の情報のみ複製して渡すなど、原則として必要最小限に限るものとさせていただきます。なお、電子データ化することは禁止とさせていただきます。

万が一、市が提供した名簿の全部又は一部を紛失したときは、直ちに市までご連絡をお願いします。

2. 避難支援体制の構築及び推進

災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に行うためには、「自助」「共助」を基本とする避難支援体制をあらかじめ構築し、一人ひとりについて、誰が支援し、どこへ避難させるかなどの支援方法を定めていく必要があります。

市では、避難支援関係者等と連携し、避難支援体制づくりを支援していきます。



内閣府リーフレット「災害時に備えて今できること」より抜粋

(1) 具体的な役割分担

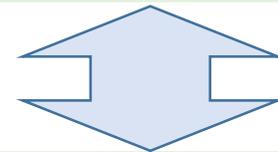
避難支援体制における具体的な役割分担は次のとおりです。

避難行動要支援者及びその家族

- 名簿情報の避難支援等関係者への提供同意、調査への協力
- 可能な限り訓練への参加
- 非常持出袋やその他必要なものの事前準備
- 住宅の耐震化や家具の転倒防止
- 災害時には最大限の自助努力 など

顔の見える関係（平時）
避難の支援（災害時）

地域支援者



避難支援等関係者

自治会・住民自治協議会等

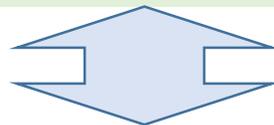
- 要支援者の把握、調査
- 個別避難計画作成・更新
- 名簿制度周知への協力
- 訓練の実施
- 安否確認
- 避難誘導
- 避難情報等の伝達 など

消防団

- 要支援者の把握、調査への支援
- 個別避難計画作成への支援
- 名簿制度周知への協力
- 訓練の実施
- 安否確認
- 避難誘導
- 避難情報等の伝達 など

社会福祉協議会・地域包括支援センター

- 名簿制度周知への協力
- 平時における相談・各種支援
- 関係機関との連絡調整 など



松阪市

- 名簿の作成・更新、避難支援等関係者への提供
- 名簿制度の周知、啓発
- 救助等にかかる関係機関への要請及び連絡調整
- 避難所における要配慮者支援、福祉避難所の開設、移送調整 など

(2) 避難行動要支援者の所在把握

市から提供された名簿を確認し、避難行動要支援者がどこに住んでいるのかわかるように地図に落とし込むなどして所在を把握します。

また、名簿に登載されている方が施設入所されているケースも考えられるため、必ず居所を確認するようにしてください。

(3) 地域支援者の選出

地域支援者の選出にあたっては、次の点に留意してください。

- 地域支援者の不在や被災を想定し、地域で可能な限り複数（2名以上）の地域支援者を決めておくこと。
- 一人の地域支援者に役割が集中しないよう、地域支援者となる方の年齢や特性に配慮しつつ、適切な役割分担をすること。

（例えばこんな人）

- ・ 毎日のように顔を合わせる人
- ・ 自分や家族のことをよく知っている人
- ・ 不安や悩みの相談にのってくれる人
- ・ 自宅から近いところに住んでいる人 など

(4) 地域における個別避難計画（避難支援プラン）の作成

災害時に避難行動要支援者の避難支援を実施するためには、あらかじめ、「誰が」「どのような支援を行うのか」といったことを個々の避難行動要支援者ごとに定めておく必要があります。

こういった個別避難計画（避難支援プラン）（様式2）の作成にあたっては、避難支援等関係者が、本人やその家族、地域支援者が顔を合わせる機会を持てるように調整を行い、具体的な打ち合わせを行いながら進めることが大切です。

全員の支援プランを作成することが望ましいですが、難しい場合には次表のように支援を必要とする程度に応じて要支援者を分類し、支援を必要とする程度の高い方や、災害の危険度が高い場所に居住する方から先に作成することが考えられます。

支援を必要とする程度	状態
★	声かけ、同行避難ができる。 (移動に不安がある高齢者など)
★★	声かけ、一部介助の上、同行避難ができる。(聴覚、視覚障がいなど)
★★★	ほぼ全面的な介助が必要。 (要介護3以上、運動機能障がいなど)

(5) 平時における名簿の活用

情報提供に同意された方の名簿を自治会や住民自治協議会、消防団へ提供します。

すでに名簿やカルテのある自治会は、市から提供を受けた名簿と照らし合わせるにより、精度の高い実効性のある名簿を作成することができます。

名簿の目的は、地域の中で要支援者を把握し、平時から顔の見える関係を構築することで災害時の避難支援につなげることが目的であるため、要支援者の把握、支援体制の構築は地域それぞれのやり方があると考えています。例えば、先述のようにすでに名簿やカルテのある自治会においては、市の名簿は抜け漏れ確認のために使用いただくこともひとつです。また、要支援者の防災訓練参加を呼びかけるために活用した事例もあります。

【名簿活用のポイント】

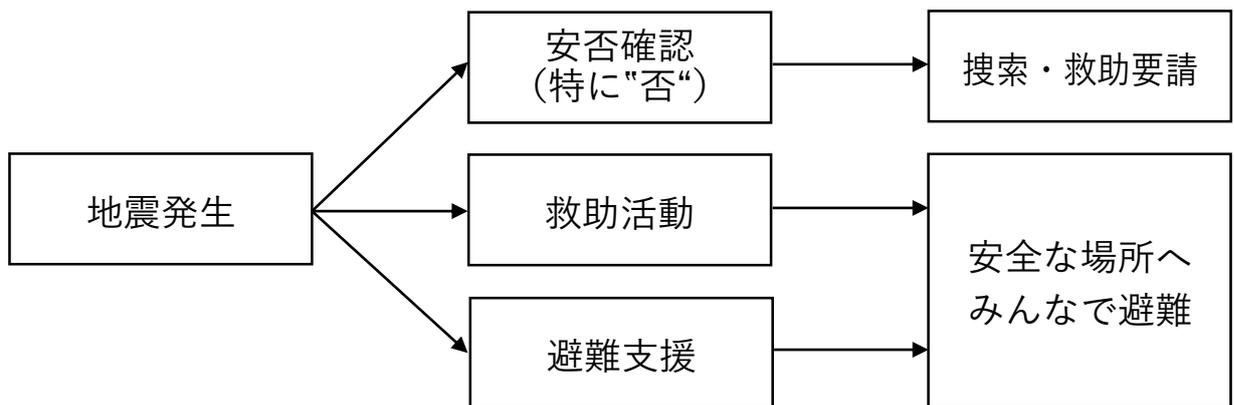
- ア 誰がどのような手段で避難情報を伝えるのか。
- イ 誰が誰の避難支援をするのか。
- ウ どこへ避難させるのか。
- エ 名簿を平常時は誰が管理するのか。

Ⅲ. 災害時の支援

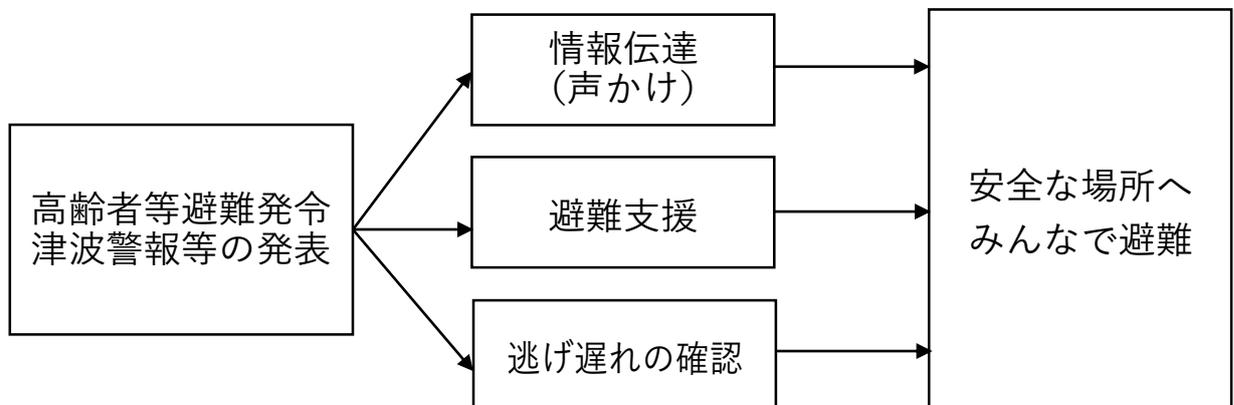
避難支援等関係者が避難行動要支援者に対して行う避難支援は大きく、情報伝達、安否確認、避難支援の3つの支援に類型されます。ただし、地域支援者の安全確保が前提となります。

なお、災害時に避難行動要支援者の身体又は生命に具体的な危険が迫っている場合、市は本人の同意なく名簿を提供し、安否確認等に活用することができます。

【地震の場合】



【風水害・津波の場合】



平成 26 年 3 月に三重県が公表した地震被害想定によると、南海トラフ地震が発生すると最短 54 分で津波到達が想定されています。

情報伝達（声かけ）や逃げ遅れの確認をする場合には、支援者の安全を確保するため、津波到達予想時刻から退避に必要な時間を差し引いた時間を活動可能時間とするなど、あらかじめ退避ルールを設定しておく必要があります。

また、台風をはじめとする風水害では事前にある程度の予測ができる場合があります。避難行動要支援者などの避難に時間がかかる方は「高齢者等避難（警戒レベル 3）」の発令にあわせ、事前の避難をしてください。なお、市ではこの段階で避難所を開設します。「避難指示」（警戒レベル 4）の発令は全員避難の段階になるため、地域支援者も安全確保を優先してください。

[参考] 松阪市消防団活動・安全管理マニュアル

南海トラフ巨大地震による津波到達時間は、松阪港で 58 分といわれています。また、地盤沈下や防潮堤の損壊などで津波到達時間が早まる可能性もあります。このため、津波が到達しない地域への退避（緊急移動）時間を考えると、津波が到達する予想時刻の 30 分前を目途に退避することが必要となるため退避ルールを設けています。

[参考] 警戒レベルと避難行動

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・ 高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意報（気象庁）

## (1) 情報伝達

市は、高齢者等避難（警戒レベル3）等を発令したときは、速やかに多様な手段を用いて情報伝達を行います。

避難支援等関係者は、市や防災関係機関が発表する気象情報や避難情報等を入手または情報伝達を受けたときは、直ちに自らが担当する避難行動要支援者またはその家族へ連絡を行い、状況を説明するとともに避難準備や避難開始を勧めてください。

情報伝達手段	音声	文字
■防災行政無線（屋外拡声子局） ※聞き取りづらい場合はテレホンサービスで再生可（0598-25-6045）	○	
■緊急速報メール（エリアメール）		○
■防災情報メール【事前登録制】		○
■防災電話サービス【事前登録制】 ※携帯電話をお持ちでない方	○	
■報道提供によるテレビ放送	○	○
■市ホームページ	○	○
■SNS（Twitter 及び Facebook）		○

## (2) 安否確認

地震のように突発的な災害では自力での避難が困難なため、避難行動要支援者は被災家屋に取り残されている可能性が高いことから、名簿を活用した安否確認を速やかに行う必要があります。

市は、防災関係機関や避難支援等関係者が把握した安否情報や避難所名簿等と避難行動要支援者名簿を照らし合わせて避難の状況を把握しつつ、避難行動要支援者の安否に係る問い合わせ等への対応や安否不明者の把握を行います。

避難支援等関係者は、集約した地域の安否情報をもとに、生命または身体に影響するような人的被害が想定される場合は速やかに市、または消防、警察等への連絡を行います。

### (3) 避難支援

災害の中には、風水害や津波など実際に被害が生じるまでに比較的時的猶予があるものもあり、災害発生のおそれが明らかになった時点で名簿に基づき速やかに避難支援を行うことが考えられます。

避難支援を行う地域支援者は、まず最優先に自分と家族の安全を確保します。

その上で、あらかじめ定めた支援ルールや個別避難計画があれば、それに沿って、安全な避難場所へ移動する支援をします。

ただし、移動することでかえって命に危険が及ぶおそれがある場合は、自宅の2階など屋内で安全を確保します。避難支援をする方も警戒レベル3で避難を開始（支援）します。なお、津波警報や大津波警報が発表された場合には、沿岸部にお住まいの方については避難指示の有無に関わらず、津波緊急避難ビルや津波浸水想定区域外へ徒歩にて避難します。

避難するときは、火の元、電気のブレーカーを切って戸締りをするとともに、同居家族が不在の場合には行き先を書いた連絡メモを残すようにします。

#### [参考] 松阪市防災情報メール

災害時に、市から事前登録いただいたメールアドレスへ防災情報を配信します。最初に迷惑メール防止対策などを設定している方は、空メール送信前に「city.matsusaka.mie.jp」ドメインのメールを受信できるように設定変更しておいてください。



#### 【登録方法】

bousai.matsusaka-city@raidai.ktaiwork.jp  
へ空メールを送ってください。その後設定用メールが返信されますので設定画面に従って登録してください。

#### [参考] 松阪市防災電話サービス

市内にお住まいで携帯電話をお持ちでない方を対象に、ご家庭の固定電話に対して「緊急速報メール」や「防災情報メール」と同じ内容を音声ガイドで情報配信するサービスを行っています。

登録をご希望する方は防災対策課までお申出ください。

様式 1

避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

下記のとおり、避難行動要支援者名簿を確かに受領しました。

避難行動要支援者名簿の活用については、災害対策基本法の趣旨をよく理解し、知りえた情報を第三者に漏らさず、目的外の利用は行わず適正に管理することを誓います。

記

団 体 名	
受 領 者 住 所	
受 領 者 氏 名	
名 簿 管 理 者	
名 簿 保 管 場 所	
備 考	



様式2（裏面）

避難計画	避難先		移動手段	
	避難場所			
	避難時や避難所での特記事項			
	避難経路			

## 資料1 避難行動要支援者名簿掲載通知書

### 松阪市避難行動要支援者名簿掲載通知書

松阪市長 竹上 真人

平素は市の防災施策に対しご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

災害時に逃げ遅れによって高齢者などが犠牲になることが懸念されていることを踏まえ、市では高齢者や要介護者、障がい者など一定の要件に該当する方を「避難行動要支援者」として名簿を作成しています。

あなたは、下記の要件に該当することから、市の名簿に掲載されていることを通知いたします。また、令和 年 月に発送した通知にて確認が取れなかった方へも改めて通知いたします。

#### 記

(該当要件) ※令和 年 1 月 1 日時点

- |                                      |                                                     |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 75歳以上ひとり暮らし | <input type="checkbox"/> 80歳以上の高齢者のみ世帯              |
| <input type="checkbox"/> 要介護3以上      | <input type="checkbox"/> 障がい1～2級(内部障がいを除く。呼吸器系は含む。) |
| <input type="checkbox"/> 療育手帳A1又はA2  | <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級              |

#### 《必ずお読みください》

- (1) 生命又は身体を災害から保護するために、災害が発生したときには、あなたの情報(氏名、生年月日、性別、住所等)を避難支援等関係者へ提供することがあります。
- (2) 災害発生時に迅速な避難支援のため、平時から避難支援等関係者へあなたの情報を提供することに対して、同意されるかどうかについて、同封の「あなたの情報の提供に関する同意確認書」にて返信してください。

**提出期限：令和 年 月 日**

期限を過ぎても受付は可能ですが、支援関係者へ提供する名簿への掲載が次年度になることがあります。

- (3) 避難支援等関係者自身やその家族などの安全確保が前提となるため、必ず避難支援がなされることが保証されるものではありません。

(お問合せ先) 松阪市 防災対策課  
電話番号：0598-53-4313 FAX：0598-22-1055

## 資料2 あなたの情報の提供に関する同意確認書

### あなたの情報の提供に関する同意確認書

この確認書の太枠内をご記入の上、同封の返信用封筒にて松阪市へご返送ください。  
同意しない場合であってもご返送ください。

災害に備えるため、私に関する以下の情報を、あらかじめ消防や警察、住民自治協議会、自治会、町内会、消防団などの避難支援等関係者へ提供することに、

**1 同意し、避難支援を希望します。**

**2 同意しません。**

(理由)  入院または施設入所等により自宅にいません。

同居の家族により支援が受けられるので必要ありません。

その他 ( )

(1または2のいずれかに○をつけてください。2の場合はその理由にチェック✓を入れてください。)

(宛先) 松阪市長 年 月 日

住所 松阪市 町 番地

上記住所以外にお住まいの場合 松阪市 町 番地

氏名 _____

あなたが加入している自治会 _____ 自治会

※本人が直筆できない場合または未成年の場合には、代理人が署名・代筆をすることができます。  
その場合は、下に代理人の氏名を記入してください。

代理人氏名 _____

※同意される場合には、次の太枠内も記入をしてください。  
(該当がなければご記入は不要です。)

あなたの電話番号	
緊急時の連絡先 (家族や親戚など) ※可能であれば2名 ご記入ください。	(氏名) _____ (続柄)
	(住所) _____
	(電話) _____
	(氏名) _____ (続柄)
	(住所) _____
	(電話) _____

(避難支援等関係者へ提供されるあなたの情報)

①氏名 ②生年月日 ③性別 ④お住まいの住所 ⑤上に記載されたあなたの電話番号及び緊急時の連絡先 ⑥通知書に記載されている事由 (該当要件)

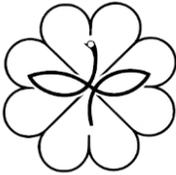
※災害の状況によっては避難行動の支援をすることが困難になることもあるため、  
同意することによって必ず支援されることを保証するものではありません。

### 資料3 避難行動要支援者の特徴と支援のポイント

区分	特徴	支援のポイント
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとりましょう。</li> <li>●家族等も含め、一緒に避難経路を確認するなど、日頃から支援方法の確認を行います。</li> <li>●災害時には、適切な情報伝達を行い、不安を和らげます。</li> <li>●避難支援の際は、状況を伝えながら、安全に避難支援・誘導を行います。</li> <li>●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して避難支援にあたります。</li> </ul>
高齢者 (一人暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲からの情報が乏しく、緊急事態の察知が遅れる場合がある。</li> <li>○体力が衰え、行動機能が低下しているが、多くは自力で行動できる。</li> <li>○地域とのつながりが希薄になっている場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から、地域行事等への参加を積極的に呼びかけます。</li> </ul>
高齢者 (要介護・寝たきり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体の安全を守ることが難しい。</li> <li>○相手に自分の状況を知らせることが難しい。</li> <li>○担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行います。また、移動用具の保管場所を確認しておきます。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、日頃から訓練を行います。</li> <li>●医療・介護関係者や家族等との連絡体制を確認しておきます。</li> <li>●災害時には、いち早く安否確認に向かいます。また適切な情報を伝えて、不安を和らげます。</li> </ul>
認知症を有する方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自力で判断し、行動することが難しい。</li> <li>○相手に自分の状況を知らせることが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合がありますが、叱ったりすることは決してしないようにします。</li> <li>●災害時には、いち早く安否確認に向かいます。また適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安を和らげます。</li> <li>●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにします。</li> </ul>
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視覚による被害状況等の情報収集が難しい。</li> <li>○災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなり、自分ひとりでは動くこと、避難することが難しい。</li> <li>○避難所等慣れない場所で行動することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時には、いち早く安否確認に向かいます。また、適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安を和らげます。</li> <li>●避難支援の際は、ゆっくり、自分が先に立って誘導しましょう。段差や行き先、障害物の有無について、声をかけながら安全に誘導します。</li> </ul>
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からは障がいのあることが分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとりましょう。また、</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</li> <li>○音声（テレビ・ラジオ・電話など）による被害状況などの情報収集が難しい。</li> <li>○必ずしも手話ができるわけではない。</li> </ul>	<p>口の動きで言葉を理解できることもありますので、身振りを交え、正面から大きく口を開けて、ゆっくり話します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安を和らげます。また、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきます。</li> <li>●避難所では情報から取り残されないよう、掲示板などを利用し、情報を伝えます。</li> </ul>
音声・言語機能に障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外見からは障がいのあることが分からない。</li> <li>○言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとりましょう。また、相手の言葉を注意深く聞き取るように心がけ、話すときはゆっくり、はっきり話しましょう。</li> <li>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安を和らげます。また、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきます。</li> </ul>
肢体不自由・平衡機能障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体の身を守ることが難しい。</li> <li>○自立歩行が困難な方や寝たきりの方など、状況によっては、担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。</li> <li>○まひ等で言葉が不自由な人は、言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行います。また、移動用具の保管場所を確認しておきます。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、日頃から訓練を行います。</li> <li>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安を和らげます。また、言葉が不自由な方には、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきます。</li> </ul>
内部障がい（呼吸器機能障がい）のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品がなければ、命に関わる場合がある。</li> <li>○災害の状況によって、状態が悪化することがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行います。また、移動用具の保管場所を確認しておきます。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができますので、日頃から訓練を行います。</li> <li>●かかりつけの医療機関や必要な医療機材、医薬品など事前に確認しておきましょう。</li> </ul>
知的発達に障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の発生による環境等の変化によって、精神的動揺が激しくなる場合がある。</li> <li>○一人では危険の察知や状況判断が困難で、逃げ遅れる場合がある。</li> <li>○急激な環境の変化に順応しにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体に触れたりすることで、よけいに混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合がありますが、叱ったりすることは決してしないようにしましょう。</li> <li>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安を和らげます。</li> <li>●言葉が伝わりにくい場合には、ジェスチャーや簡単な絵で理解してもらえよう工夫します。</li> <li>●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにします。</li> </ul>
精神障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くは自分で危険を判断し、行動することができる。</li> <li>○普段から服用している薬を携帯する必要がある。</li> <li>○災害発生による環境の変化によって、精神的な動揺が見られる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●服用している薬の名前や量を事前に確認しておきます。</li> <li>●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安を和らげます。</li> </ul>

#### 資料4 参考となる類似の取り組み

取り組み	概要	担当／連絡先
<p>高齢者実態調査</p> 	<p>在宅高齢者の実態を把握し、民生委員活動や高齢者福祉対策等の推進に必要な基礎資料とするため、民生委員により年1回(10月)に65歳以上の一人暮らしや寝たきりの高齢者、80歳以上のみの高齢者のみ世帯を各戸訪問しています。</p>	<p>地域福祉課 ☎53-4089</p>
<p>緊急連絡カード</p> 	<p>救急搬送が必要な場合などに備えて、本人の緊急連絡先やかかりつけ医の情報等を記入しておくことで、有事の際に本人により消防や警察、医療機関へ提示することができます。</p>	<p>地域福祉課 ☎53-4089</p>
<p>救急医療情報キット</p> 	<p>救急搬送が必要な場合などに備えて、本人の緊急連絡先や医療情報等を記入するシートと容器を配布して、冷蔵庫に保管します。緊急要請があった場合には消防や警察、医療機関へ提供することができます。</p>	<p>高齢者支援課 ☎53-4069</p>
<p>ヘルプカード ヘルプマーク</p> 	<p>外見から分からない障がいのある方や病気、妊娠初期の方など、外出先や避難所で周囲の配慮や支援が必要な方が日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、支援や理解を求めやすくするカードです。</p>	<p>障がい福祉課 ☎53-4059</p>
<p>サポートブック</p> 	<p>障がい者(児)の特徴や特性、コミュニケーションのとり方や癖、さらに様々な場面での反応の仕方などを、保護者(父母・本人をよく知る方)が、具体的に見やすくまとめたもので、「障がい者が、支援を受ける際に支援者に読んでもらい利用してもらう」携帯型のツール(道具)です。</p>	<p>社会福祉協議会 ☎30-5690</p>

※上記の取り組みは全ての避難行動要支援者が行っているわけではありません。

## 資料5 災害対策基本法条文一部抜粋

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項に

において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

## 資料6 よくある質問

No.	質問	回答
1	名簿の提供は個人情報保護違反にならないのでしょうか。	災害対策基本法の規定により、本人の同意があれば、避難支援等の実施に必要な限度において提供することができます。
2	名簿を見せていい範囲はどこまででしょうか。	避難支援等関係者（自治会、住民自治協議会、消防団等）の役員や班長を含め、実際に支援にあたる方の範囲で開示をしてください。なお、名簿の提供、開示を受けた方には守秘義務が課せられます。
3	避難支援はどこまで責任を負うものなのでしょうか。	支援する方自身やその家族の安全が確保された上で、避難を支援することが前提であり、避難を支援する方が法的な責任や義務を負うことはなく、可能な範囲で支援をお願いするものです。
4	更新頻度はどれくらいですか。	毎年更新したものを避難支援等関係者に提供させていただきます。
5	名簿には死亡者や転居者が掲載されていますが。	同意確認書の発送から実際に提供するまで少なくとも3か月程度は要するため、その間に死亡や転出、転居することが想定されます。次回更新時に、その時点で最新の情報を提供させていただきます。
6	民生委員による高齢者実態調査の結果が反映されていないが、名簿に反映はさせないのでしょうか。	市の名簿は住民基本台帳等をもとに作成したものであり、実態調査で把握した情報は反映していません。名簿の提供を受けた避難支援等関係者が、対象者のことをよく知る民生委員等と平時から連携して取り組んでいただくことで、より実効性が高まります。
7	名簿に介護や障がいの内容・程度を記載し、どのような対応を図ればいいのかをわかるようにしていただけないのでしょうか。	プライバシー等への配慮も必要であることから、現状では詳細情報まで記載することはできません。対象者のことをよく知る民生委員や生活支援員、ケアマネ等と平時から連携して取り組んでいただき、個別避難計画（避難支援プラン）を作成することで、より実効性が高まります。
8	名簿をデータで提供いただけませんか。	名簿の漏えい、流出を防止する観点から、改ざん防止用紙にて提供をしております。

9	地区の集会所で名簿を保管してもいいですか。	名簿の漏えい、流出防止の観点から、地区の集会所等で保管いただく場合には、名簿管理者の責任のもと、鍵のかかる書庫等で厳重な管理をしてください。なお、市には「避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書」にて名簿管理者及び名簿保管場所を届出させていただきます。
10	自治会に加入していない人が掲載されていますが。	名簿は町単位で作成しており、近隣にお住まいの方で命の危険が差し迫った災害時には支援の必要性も想定されることから、自治会加入の有無に関わらず、把握いただくほうがよいと考えておりますが、自治会から要請があれば名簿を加入者のみに修正することは可能です。
11	既に地域でカルテや名簿を保有していますが。	すでに先行して作成されている地域があることは承知しています。その場合には、市から提供した名簿を抜け漏れチェック等の点検のために使用するなど、より実効性のあるカルテ等にするためにご活用いただければと考えています。
12	対象者と思われる方で、名簿に掲載されていない方がいます。	対象者には自治会等の避難支援等関係者へ情報提供していいかの同意確認をしています。未同意の方は掲載しておりません。 また、名簿は住民基本台帳等をもとに作成しています。転居した場合や施設に入居した際、住民票を異動せずに生活されている場合、実際の住所と異なる場合があります。
13	実際にはひとり暮らしではないのに、ひとり暮らしとして掲載されています。	名簿は住民基本台帳等をもとに作成しており、例えば実態として子どもと同居しているが世帯分離しているような場合もひとり暮らしとして掲載しています。 そういった観点では、市の名簿は台帳から一律に抽出しているため、抜け漏れ等は少ないものの、実態に合っていないことも想定されます。 地域の中でも近隣住民や民生委員等の対象者をよく知る方と連携して取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

---

避難行動要支援者名簿活用の手引き

発行：松阪市（防災対策課）

☎：0598-53-4313／FAX：0598-22-1055

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1